

平成 28 年（2016 年）3 月 2 日

豊中市長 浅利 敬一郎 様

豊中市スポーツ推進審議会
会 長 丹 羽 劭 昭

平成 28 年度社会体育団体補助金について（答申）

平成 28 年（2016 年）2 月 24 日付、豊活ス第 756 号で諮問のあった平成 28 年度社会体育団体補助金について、本審議会の意見として下記のとおり答申します。

記

平成 28 年度社会体育団体補助金について、事務局から提案のあった、目的、内容、金額等について、特に意見はありません。

平成 28 年度社会体育団体補助金（案）について

【目 的】

社会体育関係団体の育成と自主活動の振興をはかるため、市民体育振興協議会の加盟統合団体の行う事業について、予算の範囲内において補助金を交付する。

【補助事業者】

豊中市民体育振興協議会

【補助対象事業の内容】

市民体育振興協議会及びその加盟統合団体が行う諸事業の実施、体育振興・体育施設の専門調査及び研究等の経費補助

- 1) スポーツ推進委員協議会が行う諸事業及び活動の経費補助。
- 2) 体育連盟が行う事業で、全市民を対象とする種目別団体事業で、種目団体普及振興をはかる市の事業以外の自主活動事業。
- 3) スポーツ少年団の育成並びに自主的活動事業。
- 4) 大阪府総合体育大会にかかる事業費補助
- 5) 以上の事業以外に不可欠な研究調査

上記の目的・補助事業者・補助対象事業の内容については、豊中市民体育振興協議会市費補助金交付要綱より抜粋

平成 28 年度社会体育団体補助金（案） 2, 0 4 4, 0 0 0 円

参考：平成 27 年度社会体育団体補助金 2, 0 4 4, 0 0 0 円

※正式な予算の決定については、3 月議会の承認後となります。

※補助金（案）については、当該年度における事業内容により算出しております。

参考：スポーツ基本法

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。